

# 各種手続き等について



保育施設等入所申請後または入所後に申請内容等に変更が生じた場合は、下記のとおり届け出が必要で  
す。同施設又は別施設にきょうだい児がいる場合は、きょうだい児分も必要です。

必要書類は、子ども支援課または利用施設で配布しています。

**必要書類の提出は、毎月20日まで**です。

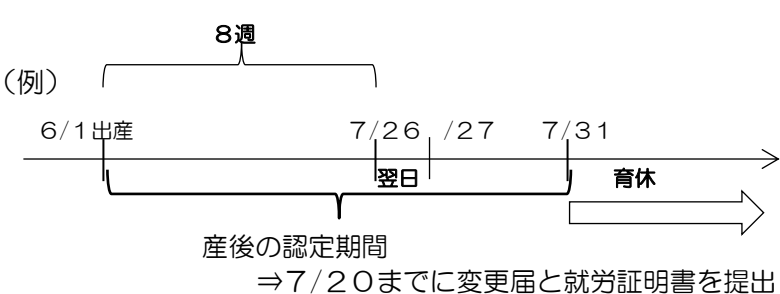
必要書類の提出後、保育料（給食費副食費免除）及び支給認定（標準or短時間）が変更になるのは、翌  
月からです。20日を過ぎてから書類が提出された場合は、翌々月からの変更となります。やむを得ず期限  
を過ぎる場合には、事前に各施設までご連絡ください。

## 《就労状況の変更》

就労状況等が変更になる場合は、**変更届と就労証明書をセット**でご提出いただきます。

就職等により、**月途中から保育時間等の変更が必要になる場合は、変更届により変更後の保育時間で利  
用可能**です（ただし、保育料及び支給認定は翌月分から変更となります）。変更届の“**就労証明書後日提出**”  
に**チェック**を入れ、**裏面に勤務時間等を記入**の上ご提出ください。

事 由	必 要 書 類	詳 細
離職・退職	○変更届 （世帯員の就労状況欄）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• それまでの保育時間にかかわらず、一律<b>短時間（★）での利用</b>となります。</li> <li>• 離職日または退職日の翌日から90日以内に、就労要件を満たさない場合、保育実施解除（退所）となります。</li> </ul>
雇用期間切れ	○就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用期間終了後すぐに更新分を提出願います。</li> <li>※雇用更新契約書等に<b>町の就労証明書の内容と同様の内容が記載されている場合は、契約書等の写し</b>で可。</li> </ul>
勤務内定 勤務決定	○変更届 （世帯員の就労状況欄） ○就労証明書 ○（自営の場合）開業届 の写し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 勤務内定の場合は、勤務開始となった時点で就労証明書の再提出が必要 です（変更届の再提出は必要ありません）。</li> <li>例）求職中で4/1入所の方は、6月末（入所日から90日）までに <b>就労証明書の提出がない場合、保育の利用が解除（退所）</b>とな ります。</li> </ul>
勤務場所変更 勤務時間変更	○変更届 （世帯員の就労状況欄） ○就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 勤務時間等に応じて、保育時間（標準又は短時間）を決定します。</li> </ul>
産休に入る	○変更届 （世帯員の就労状況欄） ○就労証明書 ○分娩予定日と父母の 氏名がわかる書類 （母子健康手帳の写し等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• それまでの保育時間にかかわらず、一律<b>標準時間での利用</b>とな ります。（産休開始日の属する月から「標準時間」になります。）</li> <li>• 母子健康手帳の写しは、手帳の表紙に記載している保護者氏名欄と 分娩予定日が記載されているページをコピーしてください。</li> </ul>

事由	必要書類	詳細
産休から育休に入る	<ul style="list-style-type: none"> <li>○変更届 (世帯員の就労状況欄)</li> <li>○就労証明書</li> <li>○出生日がわかる書類 (母子健康手帳内出生証明書の写し等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間に変更になります。</li> <li>【産休から育休に切り替わる際の取扱いについて】</li> <li>『産後』の認定期間は、「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日」と定められています。</li> </ul> <p>(例)</p> 
育休から復職する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○変更届 (世帯員の就労状況欄)</li> <li>○就労証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育休中に入所した場合は、入所月の翌月末までに復職する必要があります。</li> <li>・復職時の勤務時間等に応じて、標準又は短時間を決定します。 (「標準時間」に認定する場合、復職日の属する月からになります。)</li> <li>・就労証明書は、『復職済み』にチェックが入っているものを提出してください。</li> </ul>
病休を取得する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○変更届 (世帯員の就労状況欄)</li> <li>○就労証明書</li> <li>○診断書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それまでの保育時間にかかわらず、原則として短時間での利用となります。</li> </ul>
病休から復職する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○変更届 (世帯員の就労状況欄)</li> <li>○就労証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復職時の勤務時間等に応じて、標準又は短時間を決定します。 (「標準時間」に認定する場合、復職日の属する月からになります。)</li> <li>・就労証明書は、『復職済み』にチェックが入っているものを提出してください。</li> </ul>

## (★) 短時間の取扱いについて

※入所案内より抜粋

8:00~17:00のうち利用上限時間8時間まで(内、保育の必要な時間)

開所~8:00 延長保育	8:00~17:00 保育上限時間 8 時間	17:00~閉所 延長保育
-----------------	---------------------------	------------------

※利用時間については、利用上限時間となります。利用上限時間内で、施設により利用時間を設定している場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

※施設の開所時間によって延長保育料が発生する時間は異なることがあります

※8:00~17:00の間であっても8時間を超えた利用分は延長保育料が発生します。



## 《その他》

事由	必要書類	詳細
就学	○変更届 （世帯員の就労状況欄） ○学生証の写し ○カリキュラム （受講する内容や時間がわかるもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月64時間以上の就学をする場合、通学の有無にかかわらず、就学を理由に利用することができます。</li> <li>・カリキュラム等の<u>受講する内容や時間がわかるもの</u>を提出してください。</li> </ul>
介護等	○変更届 （世帯員の就労状況欄） ○看護（介護）状況申告書 ○看護（介護）を受ける方の以下のいずれか 診断書・介護保険被保険者証 ・デイサービスの利用表・各種手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居の有無にかかわらず、介護等を理由に利用することができます。</li> <li>・介護が必要な状況や従事する時間等がわかるものを提出してください。</li> </ul>
在園中にきょうだい児の育休を取得	【産休から育休に入る】際の必要書類同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園中の児童については、育休中（出生したお子さんの1歳の誕生日の前日まで）も在籍可能です。</li> <li>・出生したお子さんの1歳の誕生日時点で、<b>保育施設等の入所申込みをしたにもかかわらず利用待機となった場合のみ、最大で2歳の誕生日の前日まで利用</b>することができます。</li> </ul>
1か月を超えて欠席	○退所届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則退所となります。利用中の施設に退所届を提出してください。</li> <li>【里帰り出産をする場合】</li> <li>・在籍児のきょうだいの出産のため里帰りする場合は、2か月未満であれば長期欠席を認めています。</li> <li>・里帰り先の保育施設等への入所は、二重在籍となるため認められません。</li> <li>・認可外保育施設や一時保育のご利用については、里帰り先の市町村にお問い合わせください。</li> <li>・欠席期間中も、保育料は発生します。</li> </ul>
★認定こども園の場合		
支給認定の変更 【1号⇒2号】 または 【2号⇒1号】	<p><b>【1号から2号への変更】</b></p> <p>○支給認定変更申請書</p> <p><b>就労</b></p> <p>○就労証明書</p> <p>○（自営の場合）開業届の写し等</p> <p><b>妊娠・出産</b></p> <p>○誕生日がわかる書類 （母子健康手帳内出生証明書の写し等）</p> <p><b>疾病・障害</b></p> <p>○診断書の写し</p> <p><b>【2号から1号への変更】</b></p> <p>○支給認定変更申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労等の保育が必要な事由により、2号認定（保育部分）に切り替えて利用することができます。</li> <li>・退職等で保育の必要な事由が消失したが、在籍中の施設を利用し続けたい場合等、1号認定（教育部分）に切り替えて利用することができます。</li> </ul>

